

事業主の皆さまへ

## ハローワークの利用方法が変わりました

2020年1月6日に、ハローワークのシステムとハローワークインターネットサービスが新しくなりました。

新サービス「求人者マイページ」で、会社のパソコンから求人の申込みができます

会社のパソコンから、  
求人申込みや内容変更などの手続きを行えるようになります

ハローワークインターネットサービス上に「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコンから次のサービスを利用いただけます。

- ※ 「求人者マイページ」を開設するには、ハローワークで事業所登録の手続きを行う必要があります。
- ※ 「求人者マイページ」を開設するにあたり、ログインアカウントとして使用するメールアドレスが必要です。

### ○ 求人申込み

- ※ 申込み内容をハローワークで確認後に受理・公開します。
- ※ 次の要件に該当する場合は、マイページでの求人情報の入力（仮登録）後、14日以内にハローワークにお越しのうえ、本登録の手続きを行う必要があります。

- ・ マイページを通じて初めて求人を申し込みする場合（窓口でマイページ開設手続きを行った場合を除く）
- ・ 2020年1月以降、初めて障害者求人を申し込みする場合
- ・ 2020年1月以降、初めてトライアル雇用求人を申し込みする場合
- ・ 2020年1月以降、初めて障害者（短時間）トライアル雇用求人を申し込みする場合
- ・ 過去1年間に求人を申し込んでいない場合
- ・ マイページを通じて派遣・請負求人を申し込みする場合
- ・ その他、ハローワークが必要と認める場合

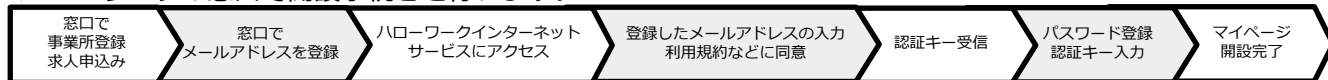
学卒求人申し込み後に採用計画の変更があった場合は、早急にハローワークへご相談ください！

### ○ 事業所の外観、職場風景、取扱商品などの画像情報の登録・公開

- ※ ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）だけでなく、ハローワークインターネットサービス上でも公開できるようになります。

### <マイページ開設手順>

ハローワークの窓口で開設手続きを行います。



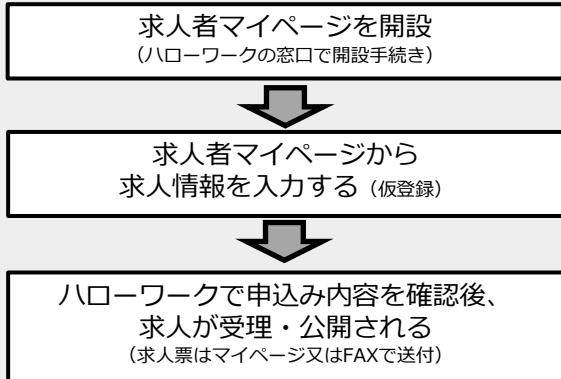
- ※ 上記の方法のほか、会社のパソコンからハローワークインターネットサービスにアクセスし、ログインアカウント（メールアドレス、パスワード）を登録、事業所情報・求人情報を入力（仮登録）後、ハローワークにお越しのうえ窓口で本登録手続きを行い、マイページを開設する方法もあります。
- ※ 事業所登録済みの場合は、あらためての事業所登録は不要ですが、内容の確認や不足情報の把握等をさせていただきます。

さまざまな方法で求人を申し込めるようになります

### <求人申込み手続きの流れ>

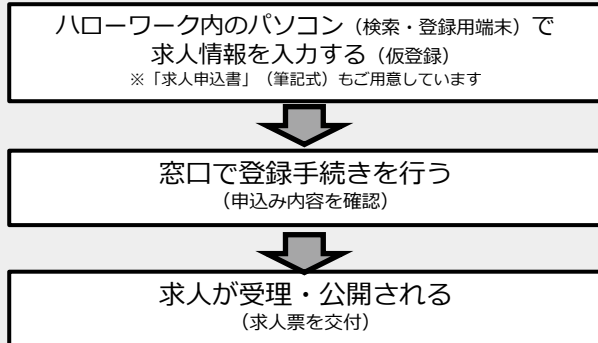
～事業所登録が完了している（求人申し込んだことがある）場合～

#### 会社のパソコンから手続きする場合



- ※ 派遣・請負求人を申し込み場合など一定の要件（表面点線枠内を参照）に該当する場合は、求人情報の入力（仮登録）後14日以内にハローワークにお越しいただく必要があります。
- ※ 申込み内容に不備や不明点等がある場合は、ハローワークにお越しいただく場合があります。

#### ハローワークで手続きする場合



- ※ 求人者マイページの開設をご希望の場合は、窓口でログインアカウントとして使用する事業所のメールアドレスをご登録ください。

※ ハローワークに求人を申し込んだことがない場合は、ハローワークで事業所登録の手続きを行う必要があります。詳しくはハローワークにお問い合わせください。